

基本的診療業務 1. 基本的診療能力等					
到達目標	研修内容	指導体制	必要症例数	症例数の数え方	終了判定基準および評価方法
(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画					
【行動目標】					
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する	患者や家族心理に配慮した、適切な医療面接の実践	指導歯科医または上級歯科医が研修歯科医に指示した上で、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下に医療行為を行う。研修歯科医が患者等に説明を実施する場合には、指導歯科医または上級歯科医が立ち会い、その内容をフィードバックする。症例検討会に参加し内容を指導歯科医や上級歯科医と検討する。	30例	指導歯科医・上級歯科医の指示の下、研修医が単独で問診を行った場合に1症例とする。	歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。30症例以上の経験が必要。
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面および口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	・臨床的診察（視診、触診、打診、聴診等） ・各種画像検査の指示と結果評価		30症例	指導歯科医・上級歯科医の指示監督の下、研修医が単独または指導下に実施した場合に1症例とする。	歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。30症例以上の経験が必要。
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	・各種血液検査の指示と結果評価 ・各種機能検査の指示と結果評価				
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う	・診察・検査結果より得られた情報を元に治療計画、説明内容の策定		3症例	指導歯科医・上級歯科医の指導の下、患者説明や治療計画を策定した場合に1症例とする。	適切な内容の症例報告書を提出し、指導歯科医の確認を受けた3症例以上が必要。
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	・カンファレンスでの報告と検討				
⑥ 必要な家族の情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	・患者や家族心理に配慮した行動の理解と実践 ・病状説明、手術説明等書類作成補助 ・患者等への説明への立ち会いや実践		30症例	指導歯科医・上級歯科医の説明に立ち会った場合、または上級歯科医の指示監督の下に実施した場合に1症例とする。	歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。30症例以上の経験が必要。

基本的診療業務 1. 基本的診療能力等

到達目標	研修内容	指導体制	必要症例数	症例数の数え方	終了判定基準および評価方法
------	------	------	-------	---------	---------------

(2) 基本的臨床技能等

【行動目標】

<p>① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・滅菌法、消毒法等の予防基本処置 ・スタンダードプレコーションの理解と実践 ・院内感染対策講習会参加 ・概形印象採得、う蝕除去、仮封、局所麻酔等基本治療手技 ・歯科保健衛生指導 	<p>指導歯科医または上級歯科医が研修歯科医に指示した上で、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下に医療行為を行い、指導医はその評価をフィードバックする。症例検討会に参加し内容を指導歯科医や上級歯科医と検討する。</p>	<p>10症例 感染対策講習会参加2回以上</p>	<p>指導歯科医・上級歯科医の指導の下、研修医が診療行為の全部または一部を行った場合に1症例とする。 感染対策講習会参加1回につき1症例とする。</p>	<p>歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。10症例以上の経験が必要。 院内講習会2回以上参加および院内感染対策に関する適切な内容のレポート1本提出が必要。</p>
<p>② 一般的な歯科疾患に対応するため必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CR充填修復 ・インレー修復 ・象牙質知覚過敏処置 ・直接・間接覆髄 ・抜髄処置 ・感染根管処置 ・PMTC、スケーリング、ルートプレーニング、歯周外科処置 等 ・抜歯、小帯切除 等 ・歯冠補綴治療 ・全部床義歯治療 ・部分床義歯治療 ・口腔機能訓練 等 	<p>指導歯科医または上級歯科医が研修歯科医に指示した上で、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下に医療行為を行い、指導医はその評価をフィードバックする。症例検討会に参加し内容を指導歯科医や上級歯科医と検討する。</p>	<p>10症例</p>	<p>指導歯科医・上級歯科医の指導の下、研修医が診療行為の全部または一部を行った場合に1症例とする。</p>	<p>歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。10症例以上の経験が必要。</p>

<p>③ 基本的な応急処置を実践する。</p>	<p>1. 急性疼痛に対する基本的治療 ：薬物療法、局所麻酔、消炎処置 等</p> <p>2. 口腔外傷に対する基本的治療 ：止血法・縫合 外傷歯修復・固定等</p> <p>3. 修復物、補綴物の脱離や破損等に対する対応 ：補綴物再装着、義歯修理 等</p>	<p>研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指示・指導の下に医療行為を行う。指導歯科医・上級歯科医の診療介助を行い指導を受ける。診療後に指導医はフィードバックを行う。</p>	<p>1. 2. 3. 各3症例</p>	<p>指導歯科医・上級歯科医の指導の下、研修医が診療行為の全部または一部を行った場合、または指導医の介助の介助を行った場合に1症例とする。</p>	<p>歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。項目1. 2. 3. 各3症例以上の経験が必要。</p>
<p>④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。</p>	<p>・バイタルサインモニター、心電図モニター使用法の習得 ・バイタルサイン、心電図に関する知識の習得</p>	<p>研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指示・指導の下に医療行為を行う。指導歯科医・上級歯科医の診療介助を行い指導を受ける。診療後に指導医はフィードバックを行う。</p>	<p>15症例</p>	<p>指導歯科医・上級歯科医の指導の下、研修医がバイタルサインモニター管理を経験した場合に1症例とする。</p>	<p>歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。15症例以上の経験が必要。</p>
<p>⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。</p>	<p>・診療録、歯科技工指示書、処方箋の作成 ・個人情報管理と守秘義務</p>	<p>研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指示・指導の下に医療行為を行う。指導歯科医・上級歯科医の診療介助を行い指導を受ける。診療後に指導医はフィードバックを行う。</p>	<p>10症例</p>	<p>指導歯科医・上級歯科医の指導の下、患者説明や治療計画を策定した場合に1症例とする。</p>	<p>歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。10症例以上の経験が必要。</p>
<p>⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する</p>	<p>・院内医療安全講習会への参加 ・インシデントレポートに関する理解、作成 ・医療安全に関するレポート作成</p>	<p>院内講習会に参加し知識を得る。発表やレポート作成に際して、指導歯科医は文献の紹介など適切な助言、指導を行う。</p>	<p>・院内医療安全講習会2回参加 ・医療事故の要因に関するレポート1本</p>	<p>各講習会参加1回につき1症例とする。</p>	<p>院内講習会2回以上、医療安全に関する適切な内容のレポート1本提出が必要。</p>

基本的診療業務 1. 基本的診療能力等					
到達目標	研修内容	指導体制	必要症例数	症例数の数え方	終了判定基準および評価方法
(3) 患者管理					
【行動目標】					
① 歯科治療上問題となる全身的疾患、服用薬剤等について説明する。	<ul style="list-style-type: none"> 受診患者の全身的病態に関する詳細な検討 院内研修会、救急カンファレンスへの参加を通じて全身疾患管理の知識の習得 文献検索、抄読会での発表、討論 院外研修会、勉強会への参加 	<p>研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指示・指導の下に医療行為を行う。指導歯科医・上級歯科医の診療介助を行い指導を受ける。診療後にフィードバックを行う。</p> <p>院内研修会、カンファレンス参加を通じ、時に他科医師等院内の医療スタッフより助言を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全身管理20症例 院内研修会（研修医勉強会、救急カンファレンス等）参加15回以上 	<p>研修医が、指導歯科医・上級歯科医の指導の下、全身管理（バイタルサインモニター管理も含む）を経験した場合1症例とする。</p> <p>院内研修会参加1回あたり1症例とする。</p>	<p>歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。20症例以上の経験が必要。</p> <p>院内研修会参加については、研修医手帳に記録し指導歯科医が確認した15症例以上が必要。</p>
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する					
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	<ul style="list-style-type: none"> バイタルサインモニター、心電図モニター使用法の習得 バイタルサイン、心電図に関する知識の習得 	<p>研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指示・指導の下に医療行為を行う。診療後に指導医はフィードバックを行う。</p>			
④ 歯科治療時の主な併発症や偶発症への基本的な対処法を実践する。	<ul style="list-style-type: none"> セミナー、研修会等への参加 BLSコースへの参加 医療者向け救急コース（ICLSなど）への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 診療中の偶発症出現時の指導歯科医・上級歯科医の指示・指導の下に介助を行う。 救急救命コーススタッフによる指導、助言 	<ul style="list-style-type: none"> BLSコース参加1回 他の救急救命コース参加1回 	<p>各コースを全参加した場合に1症例とする。</p>	<p>BLSコース1回以上、救命救急コース受講1回以上が必要。</p>

<p>⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。</p>	<p>口腔外科入院患者術前・術後管理を行う。</p> <p>【対象疾患】</p> <p>①口腔感染症</p> <p>②顎口腔顔面外傷</p> <p>③顎関節疾患</p> <p>④口腔腫瘍（良性腫瘍、悪性腫瘍：手術、放射線治療、化学療法管理を含む）</p> <p>⑤先天・後天的異常</p> <p>⑥口腔粘膜疾患</p> <p>⑦有病者入院下口腔外科小手術</p> <p>⑨唾液腺疾患</p> <p>⑩神経、疼痛性疾患</p> <p>【管理内容】</p> <p>全身評価、呼吸、循環、輸液、栄養、薬剤、血糖、抗菌薬、抗血栓療法、摂食嚥下機能（嚥下機能評価検査、嚥下内視鏡検査等）、ドレーン等</p>	<p>研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指示・指導の下に医療行為を行う。指導歯科医・上級歯科医の診療介助、手術補助を通じて指導を受ける。診療後にフィードバックを行う。局所管理だけでなく、全身管理についても指導歯科医。上級歯科医と指導を行い、必要時には医科専門医からも指導。助言を受ける。</p>	<p>10症例</p>	<p>入院から退院まで、指導歯科医または上級歯科医とともに診療を行って1症例とする。</p>	<p>歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。入院症例については、入院サマリーを提出し、指導歯科医の確認を受けた10症例以上を必要とする。</p>
---	--	--	-------------	--	--

基本的診療業務 1. 基本的診療能力等

到達目標	研修内容	指導体制	必要症例数	症例数の数え方	終了判定基準および評価方法
------	------	------	-------	---------	---------------

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

【行動目標】

<p>① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・患者や家族心理に配慮した、適切な医療の実践 ・各ライフステージの特性に関する研修受講、情報収集、学会参加 ・関連する他科医師やコメディカルスタッフとの症例検討や協同診療への参加 	<p>指導歯科医または上級歯科医が研修歯科医に指示した上で、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下に医療行為を行う。</p>	<p>20症例</p>	<p>指導歯科医・上級歯科医の指導の下、研修医が診療行為の全部または一部を行った場合、または指導医の介助の介助を行った場合に1症例とする。</p>	<p>歯科医師臨床研修システム（DEBUT）または研修医手帳に経験した症例を登録し、指導歯科医が評価を行う。20症例以上の経験が必要（摂食嚥下機能低下症例を含む）</p>
<p>② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・摂食嚥下機能低下患者に対する診査、診断、リハビリテーションに関する研修 	<p>症例検討会に参加し、内容を指導歯科医や上級歯科医と検討する。</p>	<p>摂食嚥下機能低下症例は5症例</p>	<p>摂食嚥下機能低下症例については、症例報告書の提出をもって1症例とする。</p>	<p>摂食嚥下機能低下症例については適切な内容の症例報告書を提出し、指導医の確認を受けた5症例以上が必要。</p>